

行政手続きにおける押印の見直しについて

1 見直しの趣旨

「山形県行財政改革推進プラン2021（令和3年3月策定）」及び「山形県行政手続等における押印・書面・対面規制の見直し方針（令和3年2月策定）」に基づき、県に対する行政手続きのオンライン化を進めるため、これまで求めていた押印を見直すことにより、県民の負担軽減や利便性の更なる向上、行政サービスの効率的・効果的な提供を図る。

《見直しの概要》

（1）見直しの対象

県に対する行政手続き（申請等）において求めている押印（知事部局所管分）

（2）基本的考え方

県で見直し対象とした手続きは、原則「押印を廃止」

＜見直しの経過＞

令和3年2月 「山形県行政手続等における押印・書面・対面規制の見直し方針」を策定
令和3年3月～ 要綱・要領で求めていた押印については、順次押印を廃止
令和3年9月24日 県規則等で求めていた押印（要綱・要領等で求めていた押印以外）の廃止
（改正規則等を同日の県公報に登載し、公布・施行）

2 見直しの結果

- 県で見直し対象とした行政手続きは、5,009件。
- この5,009件のうち、4,939件（98.6%）については、押印を廃止。
- この4,939件のうち、9月末までに廃止する手続きは4,575件、令和3年度中に廃止する手続きは364件。

※県で見直し対象とした押印の手続きのほか、押印を廃止するためには法律改正や政省令改正が必要となるものは563件

＜具体的な事例＞

○ 押印を廃止する手続き（4,939件）

- ・ 補助金の交付申請書
- ・ （事業者から県に対する）請求書
- ・ 屋外広告物許可申請書 など

○ 押印を存続する手続き（70件）

- ・ 契約書、契約書に準じるもの（入札書、借用証書など）
- ・ 県以外の機関等が押印を求めているもの（口座振替請求書など）

3 行政手続きのオンライン化について

押印廃止に伴いオンラインでも利用できる手続き数 約1,000件（令和3年度末見込み）

4 今後の対応

オンラインでも利用できる行政手続きの更なる拡充に向けて、提出書類の簡素化や記載事項の簡略化など、必要な対応を進めていく。

【お問い合わせ】総務部行政改革課

課長補佐（行政改革担当） 加藤

TEL 023-630-3046

【報道監】総務部次長 地主、松澤